

富山市指令公緑第 号
令和 年 月 日

(申請者氏名)

様

富山市長 藤井 裕久

公園施設の設置許可について

令和 年 月 日付けで申請のありました公園施設の設置については、都市公園法第5条第2項第2号の規定により、別紙条件を付けて許可します。

記

- 公園名 ○○公園
- 場所 申請図面のとおり
- 物件 自動販売機1台 (○. ○㎡)
- 許可期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 使用料 ○○円

6 教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、富山市を被告として（訴訟において富山市を代表する者は富山市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

（担当）建設部公園緑地課

TEL 076-443-2111(直通)

富山市指令公緑第 号
令和 年 月 日

(申請者氏名)

様

富山市長 藤井 裕久

公園施設の管理許可について

令和 年 月 日付けで申請のありました公園施設の設置については、都市公園法第5条第2項第2号の規定により、別紙条件を付けて許可します。

記

- 1 公園名 ○○公園
- 2 場所 申請図面のとおり
- 3 物件 自動販売機1台 (○. ○㎡)
- 4 許可期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 使用料 ○○円

6 教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、富山市を被告として（訴訟において富山市を代表する者は富山市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

（担当）建設部公園緑地課

TEL 076-443-2111(直通)

許 可 の 条 件

- 1 公園施設の設置・管理については、都市公園法、都市公園法施行令、富山市都市公園条例等関係法規を守るとともに、当市係員の指示に従うこと。
- 2 工事に着手するとき及び工事が完成したときは、すみやかに工事着手届・工程表・工事完成届（着手前・工事中・完成等の写真を添付したもの）を提出し当市係員の検査を受けること。
- 3 工事施工に当たっては、工事標識及び制限の標識・バリケード等の設備を施し、夜間は赤色灯をつけ事故防止に努めること。
- 4 工事の施工または公園施設の設置・管理上の過失が原因で他の公園施設及び樹木等に損傷を与えた場合はすみやかに当市係員に報告し指示に従い修復すること。
- 5 設置した物件が原因で第三者に損害を与えた場合は申請者が、賠償を行うこと。
- 6 公園工事等やむをえない必要が生じた場合は許可を取消し、改造若しくは除去を命ずることがある。ただし、これによって生じる費用及び損害等は補償しない。
- 7 設置・管理の許可期間が満了したとき、または許可期間中に設置・管理を廃止したときは、地形を原形に復旧のうえすみやかに届出て検査を受けること。
- 8 設置・管理の許可事項を変更しようとするとき、又は期間満了後引き続き設置・管理しようとするときは、事前に許可を受けること。

（裏面へ）

9 管理を許可した施設は、その管理権を第三者に譲渡し、転貸し、または目的外使用をすることは出来ない。

10 管理を許可した施設については立入り調査し、また所要の報告書の提出を求め、その管理について必要な措置を命ずることがある。

11 自動販売機の設置に際し、ごみ回収ボックスを設置すること。

12 自動販売機に係る電気使用料は、申請者が負担するものとする。申請者は、自動販売機の設置にあたって富山市の電源を使用することとし、電気使用量を計る専用メーターを設置しなければならない。

電気使用料は、当市の発行する納入通知書により、その指定する期限までに指定の金融機関において支払わなければならない。

13 設置した自動販売機ごとの売上本数及び売上金額を、次に定めるとおり、公園管理者に書面により報告すること。

ア 令和8年度

区 分	報 告 期 限
8月から9月まで	10月31日
10月から3月まで	4月30日

イ 令和9年度及び令和10年度

区 分	報 告 期 限
4月から9月まで	10月31日
10月から3月まで	4月30日

(以上)